

修士論文要旨

論文題目：申告納税制度下における源泉徴収制度及び年末調整制度に関する一
考察—電子申告の現状を踏まえながら—

英文題目：A Study on the Withholding Income Tax System and the Year-end
Adjustment of Income under the Self-assessment Tax System—Focusing on the
Electronic Filing Tax Payment System—

学籍番号：EM19003
氏名：越智美智子

指導教授：白井邦彦教授

【論文の構成（目次等）】

はじめに

第1章 源泉徴収制度及び年末調整制度の概観

第1節 申告納税制度の概要

第2節 源泉徴収制度の概要

第3節 年末調整制度の概要

第4節 シャウプの税制勧告

第5節 小括

第2章 源泉徴収制度及び年末調整の特徴

第1節 源泉徴収制度及び年末調整制度の利点及び問題点

第2節 源泉徴収に関する様々な所説

第3節 年末調整に関する様々な所説

第4節 小括

第3章 源泉徴収制度及び年末調整制度に係る法的諸問題

第1節 金員支払請求上告事件（最高裁昭和45年12月24日判決）

- 第 2 節 所得税更正処分取消請求事件（最高裁平成 4 年 2 月 18 日判決）
 - 第 3 節 生命保険年金二重課税訴訟（最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決）
 - 第 4 節 小括
 - 第 4 章 年末調整制度をとりまく現況
 - 第 1 節 年末調整制度の現状
 - 第 2 節 年末調整手続の電子化へ向けた準備
 - 第 3 節 年末調整電子化のメリット
 - 第 4 節 その他の税務行政にかかる身近な電子化の取組
 - 第 5 節 マイナンバー制度と税務行政の関係性
 - 第 6 節 特定支出控除制度の現況
 - 第 7 節 諸外国との比較
 - 第 8 節 アメリカにおける源泉徴収制度
 - 第 9 節 諸外国の税制制度に対する意見
 - 第 10 節 国政側の提言
 - 第 11 節 小括
 - 第 5 章 年末調整制度の今後の展望
 - 第 1 節 年末調整制度のあり方について
 - 第 2 節 年末調整制度に代わる具体的提案
- おわりに

【論文の内容】

わが国の所得税は、申告納税制度を基本としている。これは納付すべき税額が納税者自らの申告によって確定することを原則とし、申告がない場合または申告が不相当と認められる場合に限り、租税行政庁の更正または決定によって税額を確定する方式である。申告納税制度は民主的納税思想に適合しながらも租税の能率的徴収の要請に合致すると言われており、戦後の昭和 22 年に従来の賦課課税方式のかわりに採用されるようになった。

わが国の令和 2 年度一般会計租税及び印紙収入予算額租税及び印紙収入決算額調によると租税及び印紙収入は 63 兆 5130 億円であり、所得税は 19 兆 5290 億円と税収の約 30% を占めている。所得税のうち源泉所得税は 16 兆 2090 億円、申告納税は 3 兆 3200 億円であり、源泉所得税は申告所得税の 5 倍もの額となる。全体の税収の 30%、所得税収額の 83% を占めており、源泉所得税は歳入において重要な収入源となっていることがわかる。また源泉徴収制度及び年末調整制度は徴収の確実性と効率性の観点から徴税コストを抑えることができるという点においてもその機能は評価されている。しかしながら、申告納税制度下にありながらも、確定申告を行わない給与所得者の人数は所得税納税者のうち約 9 割に達しており、これは所得税の大半を占めている給与所得者は、申告納税制度の例外である源泉徴収制度による徴収及び年末調整による精算で納税が終了し申告を行っていないことを

表している。こうした現状はもともとの申告納税制度の趣旨にあてはまるといえるのか、また民主的租税観という立場からも、源泉徴収制度及び年末調整制度のあり方自体を疑問視される意見もあり、長きにわたり数多くの議論がされているところである。

おりしも、令和2年(2020年)9月16日に新たな内閣が発足し、複数の省庁に分かれる関連政策を取りまとめて強力に進める体制を目指すとするデジタル庁の創設が提言された。令和元年(2019年)5月31日にはデジタル手続法が公布されており、社会全体のデジタル化を目指して行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項が定められ、情報通信技術を使用した行政の活用は今後さらに進むと言われている。

税制についてもデジタル化の推進がはかられていくことになるが、その一方で納税者側においては税金についての知識が希薄で、税務行政に関心が薄い場合が多く、課税者と納税者の間に歪みが生じている。それは e-Tax などの電子化に対するデジタルディバイドだけの問題ではなく、税制に対する根本的な無関心によるものと思われる。納税者の大半である給与所得者の多くが会社の年末調整により確定申告が不要であることが大きな要因であるといえる。

近年においては副業・兼業が推進されるようになり、様々な働き方が生まれている。SNS やクラウドソーシングといったインターネット上での働き方も複雑になっており、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミー、個人の遊休資産の売買といったインターネットを通じた新たな経済も加わり、本業以外に収入を得る機会を得て、給与所得者であっても確定申告が必要となる納税者が増えている。そしてこのような新しい経済社会の動きに既存の税制度がそぐわなくなってきたり、年末調整制度はその最たるものになりつつあるといえる。デジタル化の発展に伴い電子申告の普及も本格化していく中、個人レベルでの確定申告も e-Tax の導入により手軽になっており、給与所得者を含む納税者全員が確定申告をすることも不可能ではない。そのためには年末調整のありかたを見直す必要があると考える。年末調整制度は縮小もしくは廃止の方向に向かうべきではないだろうか。本論文では給与所得における年末調整制度の抱える問題点及び今後のあり方を源泉徴収制度について触れながら検討する。

第1章では申告納税制度、源泉徴収制度、年末調整制度について概観する。申告納税制度は、納付すべき税額が納税者のする申告によって確定することを原則とする制度で国民主権の納税制度への現れといえる制度であると言われている。国税通則法では、納税義務の確定手続は申告納税方式、賦課課税方式、自動確定方式の三つに分かれている。一般に、申告納税方式は、納税者の自主的、主体的な税額確定を予定したものであり、国民主権の原理に最も適合する制度と考えられている。しかし給与所得者は給与の源泉徴収と年末調整によって、確定申告をする必要がほとんどない状態にある。申告納税制度は民主的な制度であり、憲法の定める国民主権を税法上表現したものであると言いつつも、大多数の給与所得者がその制度の適用基準から事実上排除されており、その制度の実態は大きく崩れているということになる。源泉徴収制度は、納税義務者以外の者が納税義務者から租税

を徴収しこれを課税権者である国に納めさせる方法である。この方法は税を徴収する方法として広く諸外国でもとられているが、わが国では給与所得にかかる所得税の徴収や報酬、料金などにかかる所得税の徴収に導入されており、源泉徴収制度の範囲がきわめて広いこと、給与所得に対する源泉徴収制度がきわめて精確にできていること、に特徴があり、迅速かつ確実な租税の徴収に役立っていることは疑問の余地がないとされている。年末調整制度は、給与の都度源泉徴収制度によりあらかじめ予納された納税義務者の納税額を徴収義務者がその年の最後の給与等の支払い時に年税額を精算することである。2000万円以下の給与所得者で、一つの勤務先から受ける給与以外に他の所得がなく、医療費控除、寄付金控除、などの控除がない場合は確定申告義務が免除されている。そのため多くの給与所得者は、確定申告をする必要がほとんどない状態にあり、ほぼ痛税感を感じることなく、申告を終えることになる。昭和22年の所得税法の改正にてわが国の税制は成立したが、シャープ勧告においては源泉徴収制度の項目において以下のような6つの提言がなされた。

(1) 被傭者に対する報知 (2) あらゆる形式の賃金給与に対する源泉徴収 (3) 雇傭主の即時納付 (4) 年末調整を最小限度に留めること (5) 年末調整を税務署に移管すること (6) 源泉徴収税額を税務署長に通知すること。以上の6項目であるが、納税者に対して通知をし、年末調整を最低限度に止め、年末調整を税務署に移管する、としていたのは、給与所得者にも確定申告の機会を与えて源泉徴収税額と確定税額との精算は本来の申告を通じて行うという制度が好ましいとする考え方をとっていたといえる。

第2章ではまず源泉徴収制度及び年末調整制度の利点及び問題点を検討する。源泉徴収制度を採用することによる効果としては、一般的に次のようなことが挙げられている。①支払われる金額を課税対象とするから、課税標準等の把握が正確であること②徴税が確実であること③徴税費が少なくすむこと④金額が支払われる段階で徴税されるので、納税に対する苦痛が比較的小さいこと。このように徴税確保の容易さ、能率のよさが正に源泉徴収制度の存立の基礎となり、こうしたメリットは税務官庁及び受給者にとって多大なメリットである。一方源泉徴収義務者（給与支払者）に対するメリットとして、徴収した税額を手元において納入日まで利用することができることが挙げられる。問題点としては以下のようなものが考えられる。①源泉徴収義務者の負担②プライバシーの問題③納税者意識の低下④就業形態の多様化による関係性の変化⑤税制改正による源泉徴収の複雑化である。以上の利点及び問題点について検討し、次に源泉徴収制度及び年末調整制度に関する様々な論者の意見を概観する。

第3章では源泉徴収・年末調整に係る法的諸問題として、最高裁の判断を示した有名な判例である最高裁昭和45年判決・最高裁平成4年判決及び最高裁平成22年裁判を検討する。これらの判例により国、納税義務者、源泉徴収義務者の三者間における手続き上の法的関係性を再度確認し、最近においては源泉徴収制度に関してどのような紛争例があるのかを検討する。最高裁昭和45年12月24日判決では、被上告人会社が、被上告人会社の元代表取締役及び元取締役であった上告人らに対し、税務署により上告人らに対する認定賞

与の決定がなされ、被上告人会社が各所得税を納付したことを請求原因として、税務署に納付した金額相当額等の支払を求めて提訴した事案の上告審において、源泉徴収の所得税納税者は支払者であって受給者ではないから、被上告人会社の請求を認容して控訴を棄却した原判決のうち、不納付加算税及び新旧利子税の支払いについては、被上告人会社が上告人らに請求することはできないとして、判決を変更した事案である。本判決は源泉徴収の法律関係ないしそれをめぐる訴訟形式について詳細に説示した基本判例であるとされており源泉徴収の法律関係に関する最も重要な判例であるとされている。最高裁平成4年2月18日判決では、給与等の受給者である上告人らが、支払者により誤って所得税の源泉徴収をされたため、当該年分の所得税の額から誤徴収額を控除して確定申告をしたところ、被上告人税務署長らが更正処分等をしたため、更正処分等の取消しを求めた事案で、申告により納付すべき税額の計算に当たり、源泉徴収額の徴収・納付における過不足の清算を行うことは、所得税法の予定するところではなく、そのように解しても受給者の権利救済上支障は生じないとして、上告を棄却した事案である。本件最高裁判決は、国、給与支払者、給与受給者の関係について明確に示している。最高裁平成22年7月6日判決は、実体面と手続面の双方で重要な意義を有するとされる。実体面での意義は、年金方式の死亡保険に関して相続税を課税済みの部分につき、所得税法9条1項15号により非課税となる旨を判示し、従前の課税実務を不合法とした点にある。手続面での意義は非課税所得の源泉徴収を適法とすることにより、受給者と国との間において直接源泉徴収税の過不足の精算を行うことができるという可能性を示した点にある。近年においても源泉徴収制度を巡る紛争はなくなっておらず、源泉徴収義務者に源泉徴収義務があるかどうかを争われる例や国際取引に絡んだものなどさらに複雑化している。たとえば外国法人や非居住者の所得に対しては、通常、その国内源泉所得について源泉徴収が行われるものとされているが、そうした法人や非居住者が国内に恒久的施設（PE）を有しないなど、総合課税が期待できないと考えられる場合には、源泉課税のみが行われることになるため、国際課税においては、源泉徴収は重要な意味を持つことが多い。そうした意味でも、源泉徴収制度は実務上大きな役割を担っていると考えられる。またネットによる副業など働き方の変化による社会の今後の流れを見ても源泉徴収制度をなくしていくことは考えられにくく、源泉徴収制度の必要性は、所得税の収入状況の割合等から見ても明白である。しかしながらその一方で源泉徴収制度と共にあった年末調整制度の役割は確実に減ってきている。税制改正により年末調整の手続き自体は複雑化しているものの、源泉徴収義務者による年末調整制度としての在り方は不要なものとなりつつあるのである。そこで4章においては実際の年末調整制度を取り巻く現況を電子申告等の実態と共に諸外国の立場を概観する。第5章においては年末調整制度に何らかの変更を加えていくべきであるという観点から、今後のありかたとして具体的な代案について検討するとともに、あるべき納税環境について若干の私見を述べることとする。年末調整制度を廃止すると、確定申告にかかる行政コストが増加するという問題が指摘されるがそれは今まで支払者が負担していただけにすぎず、それが国側の

負担に代わるだけであれば、費用が大きく変動することはないとも考えられる。実際に年末調整制度を廃止することとなった際に考えられうる施策として選択的年末調整制度が挙げられる。年末調整制度の完全な撤廃ではなく、選択制にすることで膨大な数の調整にもなりまた納税者本人の意向もくみ取ることができることになる。また欧州で主に取り入れられている記入済申告制度の導入も検討の必要性がある。諸外国では、個人の申告に当たって、国税当局が自ら把握している情報を申告書に記入し納税者はそれを確認したうえで申告をする「記入済申告制度」が導入されている。わが国ではマイナポータル、マイナンバーを利用した「日本型の記入済申告制度」が実現の可能性が高いのではないかと思われる。また年末調整を縮小もしくは廃止した場合納税者自身が確定申告を行うことが考えられるが確定申告にインセンティブを与える見地から「少し多め」の源泉徴収をおこなうことにより、還付が前提となるため無申告の減少効果に役立つと考えられている。

納税環境については、納税者の納税意識が低いと無申告・過少申告の問題が浮上する可能性は十分に考えられるが、納税意識の向上には時間がかかるため、短期的には実現することができない。そのためある程度計画的な取組が必要であり早くからの租税教育も必要であると考えられる。また、わが国においてはすでに頓挫した議論ではあるが、納税者憲章の導入を再度検討することも効果があると考えられる。諸外国の状況を見ると、OECD 加盟国において納税者憲章が導入されていないのは日本のみとなっている。納税者の権利は基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を基本原理とする憲法から当然に導かれるものであり、納税者の権利について明らかにしておくことは意味があることと思われる。またオンライン化が急速に広がりつつある今 e-Learning などを通じ税制の学習ツールとしてのラーニングアプローチの展開が必要であると考えられる。

年末調整制度は税金徴収の効率化というメリットのもと、源泉徴収制度と共に長期間にわたり続いてきた制度であるが、すでに形骸化しつつある状況にあり、現行制度を維持していくことに多くの問題があるため段階的にメスを入れ最終的に廃止していくことが望ましいと考える。納税電子化が導入され 15 年ほど経過したが、年末調整制度は昭和 22 年の導入当時から大きくは変化してこなかった。それは主に事務負担の増大、行政コストなどを懸念しての慎重的立場の表れであったと思われる。しかし電子化の推進と共に今後税務環境が利便性、効率性を重視した方向へ大きく変化していくことは想像に難しくなく、源泉徴収義務者による年末調整制度が縮小、廃止にシフトチェンジしていくことは十分に考えられる。その際にその目的が利便性、効率化だけを狙ったものとなってしまうのは本末転倒であって、納税者意識の向上がその目的とならなければならない。利便性の向上とともに、納税者の意識改革という税制度に対する理解の推進が必要であり、行政側のシステムと納税者意識の両者が同レベルになることで、本来の申告納税制度に則った社会となっていくのではないだろうか。電子化の促進によるデジタル情報化の推進が民主主義的租税制度のさらなる発展の一翼を担っていることは間違いない。

【主要参考文献】

- 1.金子宏『租税法』（第23版）弘文堂
- 2.北野弘久『税法学原論』（第7版）勁草書房
- 3.水野忠恒『租税法』（第5版）有斐閣
- 4.佐藤英明「日本における源泉徴収制度」税研153号、2010年
- 5.今本啓介「申告納税制度と源泉徴収制度の関係」税研153号、2010年
- 6.横山直子『徴税と納税制度の経済分析』中央経済社2017年
- 7.渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税研論集57号2006年
- 8.金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度」日税研論集15号1991年
- 9.奥谷健「源泉徴収制度と年末調整の問題点」税務事例51号2019年2月
- 10.渡辺智之「納税者番号と税、社会保障の一体改革」租税研究721号2009年
- 11.田中治「源泉徴収制度の存在理由」税法学571号
- 12.高橋祐介「源泉徴収の過程における過誤の是正に関する一考察」税法学571号
- 13.酒井克彦「年末調整廃止論」租税公正基準(5)重要租税判例の検証2018年
- 14.加藤義幸「源泉徴収を巡る諸問題」税法学558号
- 15.渡辺徹也「源泉徴収制度の近代的意義と課題」税研209号2020年
- 16.堺澤良「源泉徴収制度の基本的構造と関係当事者」税大論叢10号
- 17.畠山武道「源泉徴収制度の法律関係争訟」日税研論集15号1991年
- 18.伊藤公哉「シェアリングエコノミーの拡大に伴うタックス・ギャップへの制度対応（前）ーテクノロジーの発展と申告納税制度の下での資料情報制度の再検討」税務広報2017年11月
- 19.森信茂樹「シェアリングエコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」フィナンシャルレビュー」令和2年第2号（通巻第143号）2020年6月
- 20.宮谷俊胤「源泉徴収制度の概要と問題」日税研論集15号1991年